

無料低額診療事業対象者への薬代助成制度についての意見書

医療機関などで構成する全日本民主医療機関連合会は、2021年に経済的な問題で受診が遅れたなどの理由で死亡した人の数が前年より5人多い45人だったことを明らかにしている。新型コロナの影響や失業などの経済的な理由や保険料の滞納などで無保険状態など「病院に通いたくても通えない」方々がいる。この様な方々を支援する制度が「無料低額診療事業」である。当該事業は、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困窮者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、収入などによって無料又は低額な料金で診療を行う事業であり、減免した医療費は医療機関が負担することになる。

当該事業の問題点として、無料低額診療事業は、1951年に制定されたものであり、当時は病院内で薬も投薬されていた。また、医療機関などが届け出てこの事業を行うことで、社会福祉法人などの一部の法人では無料低額による受診者割合に応じて固定資産税が非課税になるなどの優遇制度が受けられる。しかし、保険薬局では税法上の優遇措置の点から当該事業は適用されない。制度改正が行われなくても、保険薬局で処方箋を受け付けても無料又は低額な料金で調剤薬を受け取る事ができず、薬代が負担となり、受診控えや治療の中断になりかねない。

つきましては、無料低額診療を受けられた患者が診察から薬まで安心して治療が受けられるように、以下のことを要請する。

記

1. 無料低額診療を受けられた患者が診察から薬まで安心して治療が受けられるように、保険薬局も無料低額診療事業の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年9月22日

沖縄県豊見城市議会

あて先

内閣総理大臣、厚生労働大臣